



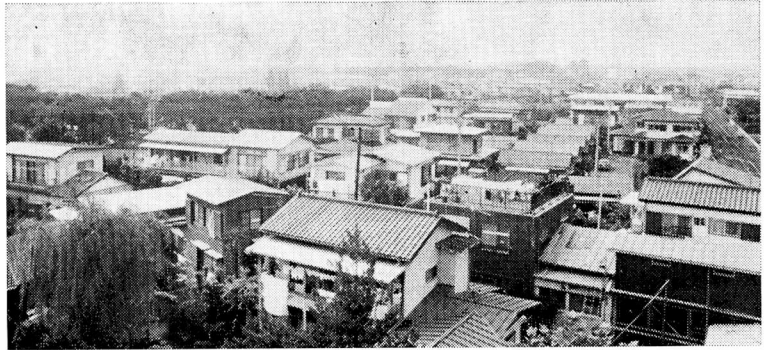
福生市 広報

8月 '79 No. 209

市制10周年に向けて

市民憲章を制定

市民生活のよりどころを求めて



市制を施行しましたが、来年七月一日をもって市制施行十周年を迎えます。

そこで、この市制十周年記念事業として、市民意識の高揚、および市民相互の連帯感などを深めるため、市民憲章を制定することになりました。そして、制定作業に先立ち、市民の代表4人、市議会の代表4人、知識経験を有する者2人、市職員4人からなる市民憲章制定審議会が発足しました。

制定の主旨

福生市も急速に都市化が進み発展する一方で、市民の意識も大きく変わり、その生活もさまざまです。これにとまな

い、かつての隣人関係などにより育ってきた市民同士のつながりやまとまりが次第に薄れ、まちにも地域にも関心を示さないといった市民がこれからは生まれることが予想されます。

そこで新しいまちづくりの礎となり、すべての市民が日常生活で共に実践できる心の支えとなるものとしての「市民憲章」を、市民の意志を反映し

て制定し、「活力ある市民のまち」を実現しようとするものです。

制定の方法

市民憲章は、市民が生活の中で共に守り、心のよりどころとなるものを求めるものであり、みなさんと共に作成することを基本方針として制定します。

制定にあたっては、市民のみなさんの中から十八歳以上の方を無作為に抽出し、八月下旬から九月上旬にかけてアンケート調査を実施します。このアンケート結果などをもとに制定審議会で検討を加え、市民憲章案をとりまとめます。出来あがった市民憲章は、来年の市制記念日に発表する予定です。

市民憲章とは

制定の主旨や方法にありますように、市民憲章は、福生市民のものであります。

それでは、すでに制定してあります昭島市と町田市の例をご紹介します。

昭島市民憲章(一部)

わたくしたち昭島市民は、このまちを誇りあるふるさととして愛し、みんなのしあわせのために市民憲章を定めます。

わたくしたちは
一、ふるさとを自然をまもり、緑と花

をそだて、美しいまちをつくりま
す
一、きまりや約束をまもり、ひとのこ
とにも心をくばります

町田市民憲章(一部)

一、わたくしたちは、老人を敬い、明日を担うすこやかな青少年を、育てましよう
一、わたくしたちは、心と体を鍛え仕事にはげんで、豊かなくらしを築きましよう

以上が他市の例ですが、市民のみなさんで、市民憲章についてのお考えやご意見をお持ちでしたら、どの様なことでもけっこうですから、お寄せください。

お問い合わせ、企画財政課企画担当へ
51-1511内線212

市民憲章

制定審議会委員

八月七日(火)、市民憲章制定審議会委員につきの方が委嘱されました。

(敬称略)

- | | |
|-------|-------|
| 来住野元一 | 宮岡 一雄 |
| 仲村 清信 | 松山 清 |
| 指田 保雄 | 末次 性男 |
| 新藤 正喜 | 成田 和子 |
| 下田 良吉 | 並木 信一 |
| 篠崎 俊夫 | 町田 倍二 |
| 上野 重勝 | 浅見 裕康 |

はじめに

この市民憲章を制定することになったのは、都市化が進む中で、まちをそだて、隣人関係を良くするなどの市民意識が年々薄れていくことに対する危ぐや、市民生活のよりどころを求め

声に応えようとするものです。
福生市は、昭和四十五年七月一日に

仮称 福生市高齢者事業団

11月21日設立予定

福生市の高齢者事業団が、いよいよ十一月二十一日に設立されることになりました。

現在、設立準備のため、各種団体に對する説明会や調査を行っています。



福祉会館での事業団説明会

高齢者事業団とは

高齢のため、就職がむずかしい方や、もう就職は望んでいないが何か仕事をしたい、何らかの収入を得たいという健康な高齢者が集まり、経験、能力に応じて、その仕事に従事する団体です。

高齢者事業団は、会員がお互いに力を合わせて、自分達の手で運営し、市など地方公共団体や事業所、地域住民の理解と協力を得ながら仕事を開拓して、会員の働く機会を広げていくものです。

事業団の会員は

こんな仕事を

事業団の会員は、希望する職種ごとに「仕事班」をつくり、お互いに助け合いながら、各人が希望する時間、日数にしたがって、次のような仕事をします。

職種

◇一般事務や経理事務

- ◇簡単な大工仕事、修理、修繕
- ◇外交、折衝、集配事務
- ◇留守番や子守、家事援助
- ◇筆記、毛筆筆耕など
- ◇屋外の軽易な作業、草取りなど
- ◇室内でする手先の仕事

事業団の特色

- ◇公共的な団体です。
- ◇仕事は事業団が請負います。
- ◇事業団が仕事の責任を負います。
- ◇労災保険が適用されます。
- ◇配分金（仕事の対価）は事業団が会員に支払います。

事業団の会員に

なるには

定年などですでに勤めをやめた方、家業を譲った方などで、みんなで協力してお互いの経験や能力を生かすことができる適当な仕事があればやりたいと考えている、およそ六十歳以上の健康なお年寄りなら、どなたでも入会できます。

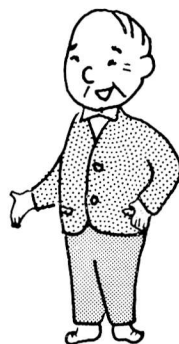
事業主調査に

ご協力ください

市では、高齢者事業団設立準備のため、八月十五日から三十日まで、市内五百か所の事業主の皆さんに意向調査をお願いしております。

高齢者事業団の趣旨をご理解のうえ、準備室まで返信くださるようお願いいたします。

高齢者事業団についてのお問い合わせは、福祉部高齢者事業団開設準備室（☎51-1511内線292）まで。



福生市高齢者事業団

職員募集

本年十一月に高齢者事業団が発足するため、つぎのとおり職員を募集します。

職種 一般事務

募集人員 若干名（女性1名含む）

応募資格 高卒以上（55年3月卒業見込者含む）で四十歳未満の方

申込書類 履歴書（写真添付） 身上書

募集期間 八月二十日から九月二十日までに本人持参。郵送受付は行いません。

申込先・お問い合わせ

福祉部高齢者事業団開設準備室（商工会館二階）へ。
☎51-1511内線292

54年度補正予算

一般会計第一号

五億五千万円を追加

七月十日から二十日まで開かれた臨時市議会で昭和五十四年度一般会計第一号、国民健康保険特別会計第一号、下水道事業会計第一号、区画整理事業会計第一号の補正予算が議決されました。

一般会計 歳入面では、市税の調定増の一億四千二百九十一万八千円、国庫支出金・都支出金で市営住宅建設補助金一億五千三百二十八万七千円、昭和五十三年度からの繰越金一億六千六百六十五万五千円など五億五千九百五十五万四千円が増額され、総額八十九億五千四百八十七万二千円になりました。

繰越金八千八百十万円を追加し、総額九億五千七百七十万円になりました。歳出では、予備費八千六百三十二万九千円などが増額されました。

下水道事業会計 歳入では、昭和五十四年度からの繰越金四千八百五十五万一千円を追加し、総額五千五百五十二万二千円になりました。歳出では、予備費三千三百二十六万円が増額されました。

土地区画整理事業会計 歳入では、繰越金及び雑入などで七千四百三十六万一千円を追加し、総額一億四千七百八十八万二千円になりました。

歳出では、換地精算交付金及び予備費など七千四百三十六万一千円が増額されました。

歳出面では、新たに市民体育館内に設置する学童保育所設置費四百八万八千円、災害時の食糧備蓄庫建設費一千五百四十三万六千円などが加わりました。その他では、私立幼稚園児保護者の補助金、交通安全施設の新設工事費、高齢者事業団開設準備費などが増額されました。

国民健康保険会計 歳入では、昭和五十三年度からの繰

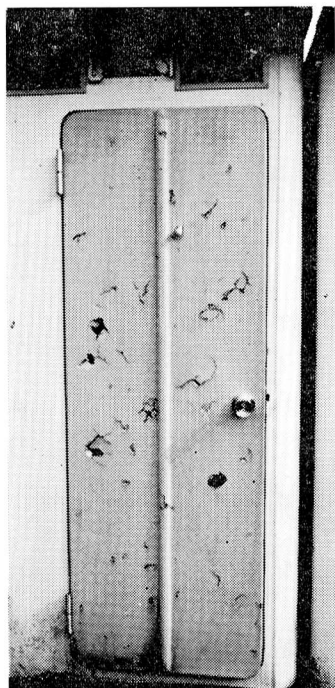


現在、市内には市民の憩いの場としての公園(都市公園・児童遊園)が三十一か所あります。市では、公園を楽しく利用していたるために公園(施設)の維持管理に努めています。最近、とみに心ない人々のために各公園が荒されたり、破損されています。一部の公園では、水

道、便所、遊具などへのいたずらや、噴水池、公園灯への投石、フェンス(金網)へのよじ登りなどのため使用できない状態です。また、公園内への自転車・オートバイの乗入れや花火上げも見受けられますが、このような遊びは大変危険です。公園は多くの人が利用します。そのためにも、他人に迷惑や不快感を与えたり、危険な行為をしないよう、お互いに気をつけたいものです。

市でも、定期的に巡回、維持管理を行っています。子どもをいたずらや危険な遊びには「注意」をお願いします。また、公園の不正行為については、市役所土木課にご連絡ください。公園はいつも明るく清潔にし、市民の皆さんが気持ちよく、楽しく、憩いの場として利用できるように心がけたいものです。市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

公園のことは市役所土木課へ。☎51-1511内線336



▲ 投石でこわれた柳山公園のトイレ

中学生の作文募集

「人権の共存」

について

わたくしたちの誰もが、幸福で生きがいのある生活をしたものと願っています。そのためにどうしても欠かすことのできないのが「人権」。基本的人権です。そしてこの人権は、自分だけに認められたものではなく、すべての人にも等しく認められているものなのです。

最近、自分の権利のみを主張して、他人の権利をかえりみない風潮もみられますが、わたくしたちは、お互いにゆずりあいの精神を忘れずに毎日を楽しく暮らしていきたいものです。

この作文募集は、三多摩人権擁護委員協議会が、将来わたくしたちの社会を担う中学生の皆さんに、基本的人権について理解を深めてもらうとともに、各家庭においてもお互いに人権を守っていただきたいために行うものです。

内容(テーマ) 人権に関することなら何でも結構です。例えば、人権尊重・公害・差別待遇・男女平等・近隣関係など。

応募方法 市販の四百字詰原稿用紙三〜五枚に、題・学校名・学年・氏名を書いて応募してください。

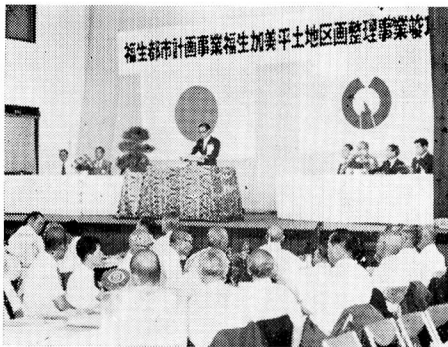
締切り 昭和五十四年九月五日(水)までに学校、または市役所企画財政課広報広聴係に提出してください。その他 (一)、応募作文はお返ししません。

ん。(二)、優秀作文には表彰状と副賞が、応募者全員に参加賞が贈られます。(三)、お問い合わせは、お近くの人権擁護委員か市役所広報広聴係(☎51-1511内線214・215)までに。

加美平地区

土地区画整理おわる

昭和三十七年に着工いたしました、福生市福生字加美、字奈賀及び字武蔵野の各一部、地積約六七ヘクタールの加美平土地区画整理事業が十七年の歳月と十六億余円の費用を要し、本年一月末日をもって竣工いたしました。これに伴い、七月二十三日(月)に、竣工記念除幕式及び竣工記念式典が行われ、権利者のみなさんや各行政機関の関係者など約四百五十名の出席者の中で盛大に行われました。



▲竣工記念式会場

ふっさ 歳時記

第6回 十五夜

陰曆では、七・八・九月は秋でした。そして八月は中秋であり、満月の十五夜は、中秋の名月と呼ばれています。稲穂や餅を供えるのは稲作の祭儀、里芋などを供えるのは畑作の祭儀であり、収穫感謝祭の意味をもつといわれます。

市内では、民俗調査によると、この日は、十五夜または月見と呼ばれ、ほとんども旧暦八月十五日に行われた。(加美には新暦九月十五日に行った例もあるが)。この日は、新しくできた野菜、果物、秋の七草などが供えられたが、団子の類は家によって様々であった。

供え物は、月に見える緑側に、机、膳、三宝、箕などのせて出した。野菜は里芋やさつま芋、果物は柿、栗などであった。すすき、おみなえし、われもこう、いぬたなどのは、一升びん、一升徳利、ハクチョウなどにさして供えた。お神酒、灯明などもあげた。団子の類は、しん粉の団子、酒まんじゅう、ゆでまんじゅう(あんを小麦粉の皮

でくるみ、ゆであげたもの)を作った。作っても全然供えなかった家もあるが、供えた家も数はまちまちであった。(長沢のT家では、酒まんじゅう十五個に、さと芋十五個、鍋ヶ谷戸のN家では、小さい団子十五個に大きい団子五個である)。子どもたちは家々を回り、供え物や駄菓子を買って歩くのが普通だった。(加美では「カキクレナイカ」といい、長沢では「クリクンナ、マンジュウクンナ」などと言った。一方原ヶ谷戸のS家ではそんな風習はなかったともいう)。翌朝、供えたすすき、おみなえしなどを屋根にほり上げた例もある。

他に、九月の民俗行事として、「八朔祭(熊川神社秋祭り)」「(九月一日)「十三夜」(九月十三日)「ミクンチ」(九月九日・十九日・二十九日)などがあります。

市教育委員会では、昔の行事や市内の風景などの写真を収集しています。心あたりの方は、社会教育課へご連絡ください。☎52-15511



増える入院件数

総医療費は九億五、三四一万円

昭和53年度国民健康保険被保険者受診状況

国民健康保険は、会社等の健康保険に加入していない方々が、加入している健康保険です。

現在、福生市では、人口の約三十四パーセントの一万六千五百九十九人が加入しています。

昭和五十三年度の医療費の総額は九億五千三百四十一万四千円で、そのう

昭和53年度国保被保険者受診状況

	件数	費用額	1人当りの受診回数	1件当り日数	1人当りの費用額	1件当りの費用額	前年度の較比
	件	千円	回	日	円	円	%
入院	2,200	361,253	0.2	15.9	21,901	164,206	10.0
入院外	64,870	462,303	3.9	2.7	28,027	7,127	9.7
歯科	13,710	110,360	0.8	2.7	6,690	8,050	13.8
計	80,780	933,916	4.9	3.1	56,618	11,561	13.2

ち六億六千四百七十七万一千円は市の負担です。また、医療機関への支払いは月平均五千五百三十九万八千円で前年度と比較すると十六・六パーセントの増となっています。

一人当りの年間の受診回数は四・九回で、医療費は前年度より六千五百二十円高い五万六千六百十八円です。本年度もさらに医療費が増加し、国保財政はますます苦しくなってきたております。健全な国保財政の運営のために病気の早期発見、予防につとめ医療費の節約と保険料の納期内納入にご協力ください。

国民年金をよりよく

付加年金で

より多い年金を

かけ金を増やして、より多い年金をもらいたいという方のために、付加年金(加算年金)があります。

かけ金は普通の年金かけ金の月額三千三百円に四百円上積みした三千七百円です。

付加年金に入り二十五年間、年金を納めると普通の年金より月額五千円、年

額六万円が加算されます。ご希望の方は、納入通知書と印鑑を持って年金係へ直接おいでください。

障害福祉年金の

請求を

日常生活が著しく困難な障害をお持ちの二十歳以上の方で、次の要件のうち、どれか一つに該当するときは、障害福祉年金が受けられます。

- 一、昭和三十四年十一月一日前に、すでに障害の状態にあった。
- 二、国民年金の被保険者となる前のケガや病気により、障害者となった場合で、そのケガや病気を初めて医者にももらった日(初診日)が、昭和三十六年四月一日前か、二十歳になる前であること。
- 三、国民年金の被保険者となった後にケガや病気が原因で障害者となったが、加入期間が短かいため、障害年金が受けられない方。(保険料を滞納していないことが条件)
- 四、明治四十四年四月一日までに生れた方で、昭和三十六年四月一日以後のケガや病気が原因で障害者となった場合。

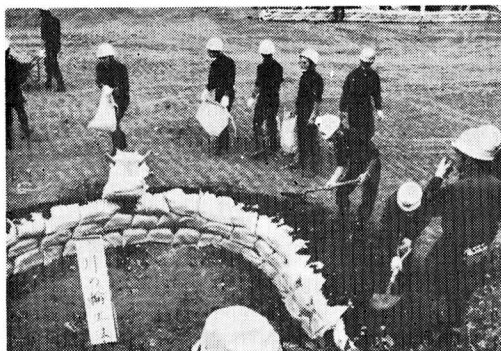
なお、他の公的年金を受けているときや、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定以上ある場合は支給されません。該当されると思われる方は、年金係にお気軽にご相談ください。☎51-15111内線314



炎天下の水防訓練

七月八日(日)の朝、アサノポール敷地跡で水防訓練が行われました。消防防署、福生市消防団員ら二百人が参加し、積土の工法・鋼板防護工法・月の輪工法などの水防作業に汗みどろ。日ごろ、福生市を災害や火災から守ってくれる皆さん、大変ご苦労さまでした。

月の輪工法



9月10日は下水道促進デー

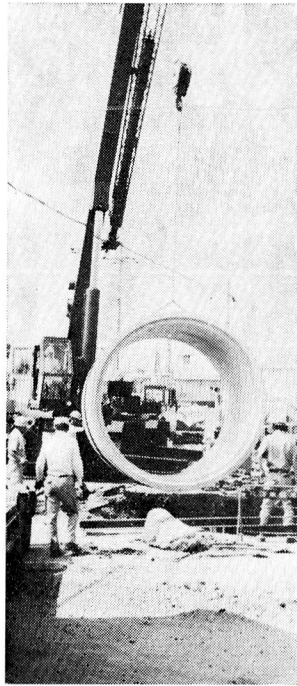
下水道の利用は私たちの義務？

市が工事を進めている公共下水道は、家庭から出る生活汚水や工場廃水などを下水管に集めて終末処理場で浄化し、川や海に放流して、大切な水の循環利用などに重要な役割をもつ施設です。

この下水道が整備されていない所では、台所水、浴場水、洗たく水などが吸込み槽や道路の側溝に流され、何の処理もされずに川や海に棄てられています。そして、従来、自然浄化に役た

ってきた水中や水辺の動植物の生息地をも侵し、水質汚染をますます進行させています。その結果、私たちが生活するうえで必要な飲料水の確保にも困る事態となつてしまっています。

これらを解決するためにも、処理区域(下水道が使える地区)となつた所では、一日も早く「排水設備」をつくり、下水道を利用して、良い自然環境を維持することが私たちの義務ではないでしょうか。



▲ 工事が進む公共下水道

かっぱのバッジ発売

今年も十月一日の都民の日に向けてかっぱのバッジを発売します。ご希望の方は市役所経済課までおいでください。発売期間は八月二十日から十月一



日までです。価格はセット五個入五百円、単品百円。色は単品が白、セットは、赤・青・黄・緑・白の五色です。

初級簿記講習会

簿記会計の全体的な構造を理解でき、各検定試験の3級程度を受験できる。

日時 九月二十五日(火) 十月二十九日(月) 午後六時～九時 以後毎週月・火・金曜日 全十五回 受講料 一般(一万三千元) 商工会会員(一万二千元) 教材費込みで 場所 商工会館 申込先 受講料を添えて九月十四日までに福生市商工会へ。☎51-2927

第10回 市民総合体育大会 軟式野球

日程 九月二日～十一月二十八日まで ※参加希望チームは、八月二十五日までに申込んでください。 申込先 市民体育館内社会体育係へ。☎52-5511

戦没者遺族の皆様へ

次に該当する戦没者等の遺族の方に特別弔慰金(額面十二万円・六年償還)を支給します。

昭和五十年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に、公務扶助

料、遺族年金等の受給権を有している者が、死亡などの理由により、すべてなくなつた方。

くわしいことは福祉事務所厚生係へ。☎51-1511内線324

健康な家庭をめざして

家族こん談会へのおさそい

(精神衛生)

家族に心の病気に悩む人がいる場合、家族は専門医の相談を受けるにはどうしたらよいか。また、日常生活の中で、家族との協調がうまくいかないなど、お困りのことが多いかと思われまふ。福生保健所では、専門医をお招きして、懇談会を開くことにしました。どうぞお気軽にご参加ください。 日時 九月十九日(水) 午後二時 場所 福生保健所

テーマ 心の病気に悩む人がいる場合の家族の役割 講師 東京都精神衛生センター 高橋洋子 先生 問い合わせ 福生保健所予防課業務係 ☎51-0811

赤ちゃんコンテスト

八月三十一日に健康センターで行われる赤ちゃんコンテストは、第一子が対象です。ご注意ください。

公民館だより

婦人文化交流会

英会話教室

生活上の文化交流を軸に、アメリカ婦人とのふれあいを!

日時 九月六日(木) 以後毎週木曜日(五月まで)

午前クラス・午前十時～正午
午後クラス・午後一時～三時
会場 福生市公民館
内容 (一)、婦人の文化交流
(二)、英会話学習

交流対象 横田基地将校婦人クラブ
募集対象 福生市在住・在勤の婦人
定員 午前クラス(十六人) 午後クラス(十八人)

※幼児保育は午前のみ十一人まで。教材、交流事業などの経費は参加者負担。なお、欠員補充



表紙は語る

募集のため、旧メンバーと共同活動です。

受付 八月二十四日午前十時までに直接公民館に来館された方の中から抽選とします。
お問い合わせ 公民館へ。☎52-1171

市民文化教室

■社交ダンスコース

日時 九月一日(土) 午後七時三十分～九時三十分 以後毎週土曜日 全十回
場所 福祉会館ホール 定員 先着男女各三十人
内容 基本ステップ、リズムのとり方(マンボ、ブルース、シルバ、ワルツなど) 申込先 八月二十二日から公民館へ。

■茶道コース(久田流)

日時 九月六日(木) 午後一時三十分～三時三十分 以後毎週木曜日 全十回
場所 公民館第六・七集会室 定員 先着三十人 ※ふくさ、扇子、懐

この夏、こどもたちはどうしているのでしょうか。広報係では、八月一日に先月二十八日から始まっている、松林会館主催の「サバイバル教室」をたずねてみました。今回のテーマは、君はロープが結べるか、でした。片手だけで三秒以内で体をささえるロープを結ぶ訓練、救助用のロープの結び方などロープを使ったいろいろな事を学んでいました。

紙、白靴下または足袋持参、水屋料(三千円)は実費 申込先 八月二十日から公民館へ。☎52-1171

落語鑑賞会

日時 九月十五日(土)

出演 柳家メ治 古今亭志ん太 入舟亭扇好 林家時藏 古今亭朝太

場所 市民会館小ホール

開場六時 開演六時三十分

入場料 前売券 三〇〇円
当日券 四五〇円

前売券販売所

市民会館窓口 西友ストア
かたばみ楽器店 マルフジ
ドセンター(熊川南店 銀座店
加美平店 福生団地店)

入場券、その他についてのお問い合わせは、直接市民会館へ。☎52-1171

松林会館だより

伝承あそび教室

おじいちゃん、おばあちゃん、そして、おとうさん、おかあさんが時のたつのも忘れて遊んだ昔ながらのあそび。糸巻きブルドーザー、手影絵、さ

き舟、まわり燈籠など素材で、暖かみのある伝承遊びを覚えて、夏休みのおわりに楽しいおもいでをもうひとつふやしませんか。

日時 八月二十二日(水)～二十五日(土) 午後二時～四時 全四回
場所 松林会館 対象 小学三年生以上
費用 材料実費 申込先 八月二十日から松林会館へ。☎52-3624

8月の

松林ホームシアター

「象の花子」松本博史監督 他一本
日時 八月二十九日(水) 午後一時三十分から四時まで 場所 松林会館
定員 先着九十人 お問い合わせ 松林会館へ。☎52-3624

夏休み郷土史(福生の歴史)

相談コーナー

小学生から高校生までのみなさん、福生の歴史を知らべたい皆さんのために、何でも相談にのる郷土史相談コーナーを開設します。お気軽におでかけください。

相談は、福生古文書研究会の専門家があたります。
日時 八月二十三日(木) 二十四日(金) 午後一時三十分から五時まで
会場 松林会館 お問い合わせ 松林会館へ。☎52-3624